

全 建 事 発 第 009 号
令和 2 年 4 月 9 日

各都道府県建設業協会
専務理事・事務局長 殿

一般社団法人全国建設業協会
専務理事 山 崎 篤 男

建築士定期講習等における新型コロナウイルス感染症への対応について（第2報）
（情報提供）

平素は本会の活動に対しまして、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、全建事発第 127 号において、建築士定期講習等について、新型コロナウイルス感染症に伴い、本年 4 月末まで実施を控えるよう国土交通省から各登録講習機関等宛に通知を行った旨の連絡をしたところです。

このたび、新型コロナウイルス感染症のさらなる拡大が懸念されていることを受けて、感染予防のため、国土交通省から各登録講習機関等宛に別添のとおり、本措置を 5 月末まで延長するよう通知した旨の連絡がございました。

つきましては、ご多忙の折、誠に恐縮ですが、本件について、貴会会員企業の皆様に対して周知賜われますよう、よろしくお願い申し上げます。

以 上

（担当）事業部 平井

TEL 03-3551-9396

FAX 03-3555-3218

メール jigyo@zenken-net.or.jp

各建築士関係団体等の長 殿

国土交通省住宅局建築指導課長



建築士定期講習等における新型コロナウイルス感染症への対応について（第2報）

日頃より建築行政の推進にご協力いただきありがとうございます。

「建築士定期講習等における新型コロナウイルス感染症への対応について（令和2年2月27日付国住指第3990号）」により、4月末まで建築士定期講習の実施を控えること等を要請するとともに、5月以降の建築士定期講習等の実施については新型コロナウイルス感染症の広がり等の状況を踏まえつつ、改めて検討し、通知するとしていました。

日本国内における新型コロナウイルス感染症のさらなる拡大が懸念されていることを受け、感染予防のため、貴団体におかれましては、下記の通り貴団体所属の事業者及び建築士に周知していただきますようお願いいたします。

記

別添1のとおり、新型コロナウイルス感染症対策の基本方針の内容を踏まえ、建築士法（昭和25年法律第202号）第22条の2に規定する建築士定期講習に係る登録講習機関については、講習の実施がやむを得ないと考えられる特別な事情が存する場合を除き、本年5月末まで、実施を控えていただくよう通知しています。

また、同法第24条第2項に規定する管理建築士講習に係る登録講習機関については、早期の建築士事務所の開設を予定している等、特別の事情がある講習の受講予定者がいる場合を除き、本年5月末まで、講習の実施を控えていただくとともに、不要不急の受講を控えていただくよう、講習の受講予定者に周知するよう通知しています。

新型コロナウイルス感染症対策に係る感染拡大防止に起因する理由により建築士法第22条の2に定められた建築士定期講習に係る責務を果たせなくなるケースについては、現段階では引き続き、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を優先することが重要と考えており、一級建築士等に係る建築士法第10条の規定の取扱いを引き続き柔軟に行うことを予定しており、また、別添2のとおり二級・木造建築士についても同様の取扱いを都道府県に依頼しています。

これら要請及び上述の建築士法上の取り扱いに関する考え方について、貴団体所属の事業者及び建築士に周知していただきますようお願いいたします。

なお、6月以降の建築士定期講習及び管理建築士講習の実施については、感染の広がり等の状況を踏まえつつ、改めて検討し、通知いたします。

以上

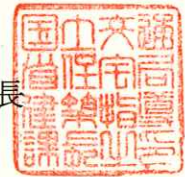
【問合せ先】

国土交通省住宅局建築指導課 田伏、北川

TEL：03-5253-8513

各登録講習機関 御中

国土交通省住宅局建築指導課長



建築士定期講習等における新型コロナウイルス感染症への対応について（第2報）

日頃より建築行政の推進にご協力いただきありがとうございます。

「建築士定期講習等における新型コロナウイルス感染症への対応について（令和2年2月27日付国住指第3988号）」により、4月末まで建築士定期講習の実施を控えること等を要請するとともに、5月以降の建築士定期講習等の実施については新型コロナウイルス感染症の広がり等の状況を踏まえつつ、改めて検討し、通知するとしていました。

日本国内における新型コロナウイルス感染症のさらなる拡大が懸念されていることを受け、感染予防のため、建築士法（昭和25年法律第202号）第22条の2に規定する建築士定期講習に係る登録講習機関及び同法第24条第2項に規定する管理建築士講習に係る登録講習機関におかれましては、今後の講習の実施について下記のとおりご対応いただきますようお願い申し上げます。

記

1. 建築士定期講習に係る登録講習機関については、講習の実施がやむを得ないと考えられる特別な事情が存する場合を除き、本年4月末まで、実施を控えていただきますようお願いしているところですが、本措置を5月末まで延長いただきますようお願い申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染症対策に係る感染拡大防止に起因する理由により建築士法第22条の2に定められた建築士定期講習に係る責務を果たせなくなるケースについては、現段階では引き続き、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を優先することが重要と考えており、一級建築士及び構造設計一級建築士並びに設備設計一級建築士に係る建築士法第10条の規定の取扱いを柔軟に行うことを予定しており、また、二級・木造建築士についても同様の取扱いを都道府県に依頼している点について、実施の見直しの検討にあたりご留意いただければと思います。

また、管理建築士講習に係る登録講習機関については、早期の建築士事務所の開

設を予定している等、特別の事情がある講習の受講予定者がいる場合を除き、本年4月末まで、講習の実施を控えていただくようお願いしているところですが、本措置を5月末まで延長いただきますようお願い申し上げます。これまでと同様に、不要不急の受講を控えていただくよう、講習の受講予定者によく周知いただきますようお願い申し上げます。なお、講習を実施する場合においても、講習受講者、講師及び職員への感染拡大防止に万全を期すとともに、新型コロナウイルス感染症の感染者があることが判明した場合には、速やかに、都道府県等の保健所等の指導に従い、適切な措置を講じるようお願いします。

これら要請及び上述の建築士法上の取扱いに関する考え方については、建築士関係団体等を通じて周知していますが、貴機関におかれましても、講習の受講予定者に対して周知いただくようお願いいたします。

なお、6月以降の建築士定期講習及び管理建築士講習の実施については、感染の広がり等の状況を踏まえつつ、改めて検討し、通知いたします。

2. 登録講習機関の業務の実施にあたっては、下記の点に留意ください。

電子申込又は郵送による申込の受付等を最大限活用するとともに、換気や咳エチケットの徹底を行う等、感染予防に最大限配慮すること。

なお、職員がテレワークを行う際には、関係書類の持出・保管について、各機関の定める各種規程に従い適切に行うとともに、私用メールを利用しないなど、情報管理には十分留意すること。

相当数の職員の出勤が困難となったことにより休業せざるを得なくなった場合には、各機関のホームページ等でその旨を周知するとともに、国土交通省担当宛てにメール等で報告すること。また、この際、電話等による問い合わせに適切に対応できる体制を整えること。

以上

【問合せ先】

国土交通省住宅局建築指導課 田伏、北川

TEL : 03-5253-8513

国住指第19号
令和2年4月8日

各都道府県

建築行政主務部長 御中

国土交通省住宅局建築指導課長



建築士定期講習等における新型コロナウイルス感染症への対応について（依頼）（第2報）

日頃より建築行政の推進にご協力いただきありがとうございます。

「建築士定期講習等における新型コロナウイルス感染症への対応について（令和2年2月27日付国住指第3989号）」により、4月末まで建築士定期講習の実施を控えること等を要請するとともに、5月以降の建築士定期講習等の実施については新型コロナウイルス感染症の広がり等の状況を踏まえつつ、改めて検討し、通知するとしていました。

日本国内における新型コロナウイルス感染症のさらなる拡大が懸念されていることを受け、感染予防のため、二級・木造建築士制度を所管する都道府県におかれましては、下記の通りご対応いただきますようお願い申し上げます。

また、貴職におかれましては、貴都道府県内の市区町村及び貴都道府県知事指定の指定確認検査機関に対しても、この旨周知方お願いいたします。

記

別添のとおり、建築士法（昭和25年法律第202号）第22条の2に規定する建築士定期講習に係る登録講習機関及び同法第24条第2項に規定する管理建築士講習に係る登録講習機関に対し、建築士定期講習及び管理建築士講習における新型コロナウイルス感染症への対応について通知しています。

新型コロナウイルス感染症対策に係る感染拡大防止に起因する理由により建築士法第22条の2に定められた建築士定期講習に係る責務を果たせなくなるケースについては、現段階では引き続き、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を優先することが重要と考えており、一級建築士等に係る建築士法第10条の規定の取扱いは引き続き柔軟に行うことを予定しておりますので、二級・木造建築士制度を所管する都道府県におかれましては、同様に二級・木造建築士に係る同条の規定の取扱いを柔軟に行うようお願い申し上げます。

また、「建築確認手続きにおける建築士免許登録の有無の確認等について（技術的助言）」（平成24年12月3日付け国住指第3329号）のとおり、建築士定期講習の受講状況については、建築確認手続きの中で確認していただいているところですが、こ

れについても、取扱いを引き続き柔軟に行うようお願いします。

なお、6月以降の建築士定期講習及び管理建築士講習の実施については、感染の広がり等の状況を踏まえつつ、改めて検討し、通知いたします。

以上

【問合せ先】

国土交通省住宅局建築指導課 田伏、北川

TEL : 03-5253-8513